

社会福祉法人光風会職員研修・資格取得等支援助成規程

(04.03.21)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会（以下「法人」という。）の職員が自主的にその職務に有益となる研修等を受講すること及び資格を取得することを奨励するため、当該職員にその研修等受講又は資格取得の費用の一部又は全部を助成することにより、職員の業務遂行能力及び資質の向上を図るとともに、法人の提供する福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 前条に規定する「職員」とは、パートタイム職員等を含み、「資格取得」には、資格の更新（そのための研修）も含むものとする。

(助成金の額等)

第3条 助成の対象とする資格は、当該職員ごとに法人が奨励する次表の左欄に掲げる資格とし、その対象経費、助成金の額等は、中欄及び右欄に定めるとおりとする。

資格名	対象経費	助成金の額
介護福祉士	受験に係る手数料等	必要とされる経費の全額
	資格取得の通信教育等に係る受講料等	必要とされる経費の全額
介護支援専門員	受験に係る手数料等	必要とされる経費の2分の1相当額（20,000円まで）
	資格取得等の研修に係る受講料等	必要とされる経費の2分の1相当額（40,000円まで）
主任介護支援専門員	資格取得等の研修に係る受講料等	必要とされる経費の2分の1相当額（50,000円まで）
その他理事長が必要と認める資格	受験に係る手数料等及び研修に係る受講料等	必要とされる経費の2分の1相当額（50,000円まで）

(注)

- ① 資格取得に要する費用の助成は、同一職員について1資格につき1回とする。
- ② 受験の際の助成については、その合否結果は問わない。
- ③ 安全運転管理者、労働安全衛生管理者、防火管理者その他の受験、ユニットケア施設管理者研修、ユニットリーダー研修、認知症実践者研修その他の研修について、法人がその受験又は受講を命じた場合には、その費用の全額は法人が負担する。
- ④ 前表の受験及び研修に関して費用に助成制度がある場合には、優先してそれを利用し不足分を助成金の範囲内で補助する。
- ⑤ 前表の資格の更新にかかる経費は、担当業務を行う上で必要と認められる場合に助成する。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする職員は、助成金支給申請書(様式第1)に資格取得等に要する前条第1項の経費を示す書類を添付し、理事長に申請しなければならない

(支給決定通知・交付)

第5条 理事長は、助成の決定を行うときは、当該職員に対して助成金支給決定通知書(様式第2)により通知するものとする。

2 支給決定した助成金は、定められた方法により支払うものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第6条 理事長は、職員が偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるとき又は目的外に使用したと認めるときは、当該支給決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 助成金の交付を受けた職員が支給決定の日から2年以内に特段の事情もなく自己の都合により退職するときは、当該支給決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日以降に受験し又は研修が終了した職員の受験経費及び研修経費から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月21日から施行する。